

安全説明資料

(法第四条 各号に規定する基準に適合する旨の説明資料)

*以下に記載する【添付書類】には項番を振ること

第1. 海上運送法第4条第1号に規定する基準に適合している旨の説明

当該事業に使用する船舶、係留施設その他の輸送施設が当該航路の輸送需要の性質及び当該航路の自然的性質に適合したものであること

1、使用船舶

使用船舶は〇〇造船所で建設されるJG資格船であり、「船舶安全法」に適合する旅客船（旅客フェリー）です。

また、本航路は、〇〇客、〇〇客を輸送対象として、〇〇港を起点として〇〇港に至る一般旅客定期航路（旅客不定期航路）として開設するものであり、使用する船舶は、就航海域における波浪・風浪等の影響を考慮した船型であるとともに、輸送需要、輸送目的を十分に勘案したものとなっていることから、その船型、堪航性に特段の支障はなく、安全な航海が可能です。

(「公共交通移動等円滑化基準」に適合する旅客船の場合、以下の【参考情報】を記載)

【参考情報】

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく「公共交通移動等円滑化基準」に適合する旅客船です。

(1) 主要要目

海上運送法施行規則第2条第1項第3号ロ（海上運送法施行規則第23条の3第1項第3号ロ）の規定に基づく使用船舶明細書に記載されていない使用船舶の主要要目については、以下の名称や値等が確認できる資料を添付しています。

- ・主要要目（船名、航行区域、全長、幅、深さ、最大喫水）
- ・運動性能（旋回圏、停止距離（惰力））

【添付書類】使用船舶の一般配置図（全長、幅、深さ等の記載）、船舶国籍証書、船舶検査証書、船舶検査手帳、旅客船の操縦性能に関する資料

※最大喫水については、満載喫水線から船のキール下面（もしくは舵・プロペラ）までの深さを一般配置図に示してください。

なお、資料により確認できない項目については以下に記します。

1) 主要要目

- ① 最高速力 K t
- ② 航海速力 K t

2) 操船上の特殊設備

- ① バウスタスター、スタンスラスター 各 ○基 推力〇〇トン
- ② フィンスタビライザー 有/無

- ③ 自動操舵装置 有/無
- ④ レーダー ○基 (うち○基 衝突予防レーダー)
- ⑤ 推進器の数 (型式) ○基 (可変ピッチプロペラ)

3) 無線設備

- ① 無線電信 ○○K w ○○～○○K
- ② VHF無線電話 有/無
- ③ 自動船舶電話 ○台
- ④ FAX受信機 有/無
- ⑤ 携帯電話 有/無
- ⑥ パーソナル無線 有/無

2、係留施設

○○港は○○県が、○○港は○○県が、それぞれ整備した港湾であり、各港の係留施設を使用することについては、各港湾管理者の承認を得ています。

(1) 岸壁、栈橋、ポンツーン等の構造

各港における岸壁、栈橋、ポンツーン等については、別紙「輸送施設の概要」のとおりであり、構造等が適切であることが確認できる資料を添付しています。また、使用船舶は最高潮時 (H.W.L) 及び最低潮時 (L.W.L) いずれにおいても、安全に係留及び旅客の乗降が行えるものです。

【添付書類】岸壁、栈橋 (人道橋含む)、ポンツーン等一般配置図 (長さ、幅、深さ、天端高、潮位差 (H.W.L、L.W.L)、係船柱防舷物等の記載)

(2) ビット等係船設備の強度及び配置、着岸状況

各港におけるビット等係船設備については、別紙「輸送施設の概要」のとおりであり、型式、強度及び設置位置等が適切であることが確認できる資料を添付しています。また、平常時の船舶に係留又は離接岸のために用いるビット及び暴風時に船舶に係留するためのビットが設置されており、使用船舶を安全に係留することができるものです。

港 名	ビットの用途
○ ○ 港	(例) 平常時、暴風時ともに曲柱を使用します。
○ ○ 港	(例) 曲柱は平常時に使用し、直柱は暴風時に使用します。

(3) 防舷物の構造及び配置

各港における防舷物については、別紙「輸送施設の概要」のとおりであり、型式、設置位置及び構造等が適切であることが確認できる資料を添付しています。また、船舶の接岸及び係留中の風波などによる動揺が発生するため、各港の係留岸壁には船体と係留岸壁との間に生ずる衝撃力及び摩擦力によって船体及び係留岸壁が損傷しないように防舷物が設置されており、潮高変化及び使用船舶の着岸時における衝撃等に対し、有効な構造及び配置となっているものです。

港 名	防舷物の有効性
○ ○ 港	(例) 潮高変化に対応したV型ゴムが設置されています。

○ ○ 港	(例) 潮高変化に対応したサークル型が設置されています。
-------	------------------------------

3、水域施設

(1) 港湾の位置及び状況

各港において使用する係留施設の位置は「港湾平面図」に示されているとおりであり、また、係留施設の付近には危険物港区、危険物取扱いバースはありません。

【添付書類】 港湾平面図

(2) 使用する予定水域の水深

各港における港内の水深は「港内水深図」のとおりであり、また、本航路の使用予定水域の水深は、使用旅客船の最大喫水（満載喫水線から船のキール下面（もしくは舵・プロペラ）までの深さ）に対し十分に余裕のあるものとなっています。

【添付書類】 港内水深図

(3) 各港における操船状況

各港における使用船舶の出入港の際の港内における接離岸の方法は「港内操船状況図」のとおりであり、また、港口から使用棧橋までの水深、シフトバース及び往返経路等の使用予定水域についても十分に余裕のあるものとなっており、船の出入港に伴う港内操船については安全に行えるものです。

【添付書類】 港内操船状況図

*岸壁（棧橋）の前面水域に3L（L：全長）を直径とする円（ターニングベイスン）が確保されていることを図面に示して下さい。サイドスラスタが搭載されている場合は2Lでも可。

(4) 航路筋における橋等の高さ

本航路において通過する橋等の高さは〇〇m、満潮空船時における本船マストまでの高さは〇〇mであり、その間隔は十分に余裕のあるものとなっていることから、使用船舶の航行に支障はありません。

【添付書類】 橋等と船舶の配置状況図

(5) 気象・海象に対する安全対策

気象、海象情報の収集、伝達については、以下のとおり適切な情報収集並びに安全対策を行うことにより、安全運航の確保に万全を期すこととしております。また、航路周辺の海域において、濃霧の多発、強潮流及び海難多発海域の有無を確認し、当該事象を考慮して安全対策を行います。

気象情報の入手	(記載例) 日本気象協会と契約し、毎日気象情報を入手している。台風等については、毎時情報を得ている。各地方気象台、測候所に地区の気象情報を問合せ入手している。
---------	---

気象観測器の設置	(記載例) 各港に風車型風向速計及びクリノメーターを設置している。
船長への連絡体制	(記載例) 自動船舶電話及び無線電信にて連絡する。各港営業所に本船と同周波のトランシーバーを保有しており連絡する。
曳船の使用	(記載例) 各港とも風速〇〇m以上で〇〇Kw型曳船〇隻を使用している。

【添付書類】 情報の収集及び伝達体制

4、陸上施設

(1) 待合所、営業所、駐車場、道路等の位置

(待合所等がある場合)

各港の待合所、駐車場、道路等の位置及び面積は、「待合所、営業所、駐車場、道路等の位置図」のとおりであり、陸上施設の広さは本航路の輸送需要以上の広さが確保されています。

【添付書類】 待合所、営業所、駐車場、道路等の位置図、待合所一般配置図

(待合所等がない場合)

〇〇港には待合所、営業所、駐車場はありません。

(2) 待合所、駐車場と船舶の乗降口との間の経路

各港における陸上施設と船舶乗降口との経路については「陸上施設及び船舶乗降口との乗降経路図」のとおり、安全で適切な経路が確保されています。

なお、〇〇港における乗降経路においては、車道と歩道が分離されており交叉することはありません。

(〇〇港においては、経路上に車道と人道とが交叉する部分がありますが、当該箇所には誘導員を配置し適切な誘導を行うことで、安全を確保することとしています。)

(〇〇港においては、船客の下船は車両の積卸し前に行い、また、乗船は車両の積込み前に実施することで、安全を確保することとしています。)

【添付書類】 陸上施設及び船舶乗降口との乗降経路図

(3) 旅客、車輛乗降用施設の構造及び位置

各港における旅客及び車輛の乗降設備の構造、位置及び使用船舶との接合状況等は以下のとおりであり、安全に旅客及び車輛の乗降を行うことができます。

(イ) 位置

〇〇港及び〇〇港における旅客及び車輛の乗降設備の位置については、「係船状況図」のとおりです。

【添付書類】 係船状況図

※通常時と暴風時等で係船方法が異なることがある場合は、それぞれの係船状況図を添付してください。

(ロ) 使用船舶との接合状況

〇〇港及び〇〇港における旅客及び車輛の乗降設備と使用船舶との接合状況については、「接合状況図（旅客乗降施設、車輛乗降施設）」のとおりです。

【添付書類】接合状況図（旅客乗降施設）、接合状況図（車輛乗降施設）、
旅客乗降用施設一般配置図、車輛乗降用施設一般配置図

※満潮空船時と干潮空船時など、状況に応じた接合状況図を添付してください。

(ハ) 乗降設備の主要寸法

〇〇港及び〇〇港における旅客及び車輛の乗降設備の主要寸法等は次のとおりです。

施設名		港名	〇 〇 港	〇 〇 港
乗 降 設 備	旅客	型式 幅×長さ	油圧式昇降可動橋 m× m	本船舷梯 m× m
	車 両	型式	電動油圧式可動橋	本船ランプドア
		幅×長さ	m× m	m× m
		制限高さ	m	m
	制限荷重	トン	トン	
他社との共有の有無			有（〇〇海運）	無

(4) 係留施設の照明設備の整備状況

(夜間航行する場合)

各港における照明設備の配置状況については「照明設備の配置状況図」のとおり、旅客及び車輛の乗降を安全に行うために必要な個数並びに十分な明るさを確保しています。

【添付書類】照明設備の配置状況図

(夜間航行しない場合)

夜間は運航しません。

(5) 陸上施設の使用形式

〇〇港は〇〇県が、〇〇港は〇〇県が、それぞれ陸上施設の管理運営を行っています。

~~(6) 駐車場の確保状況（中長距離フェリーの場合に限る。）~~

~~本航路の両端となる〇〇港及び〇〇港には、それぞれ使用船舶の積載能力の50%以上の車輛が駐車し得る駐車場を確保しています。~~

~~(寄港地がある場合)~~

~~寄港地である〇〇港においても、輸送需要に見合った駐車場を確保しています。~~

5、当該航路の性質

(1) 自然的性質

本航路の就航海域である〇〇灘周辺は、冬期には北西の風が常時〇〇m前後連吹するなど、波浪・風浪等が厳しい海域であります。本航路の使用船舶は、その船型、堪航性に特段の支障はなく、それら自然的性質にも十分に適合しているものです。

(2) 輸送需要の性質

本航路の輸送対象は、主に観光客（または、通勤・通学等に利用する者）であり、それら輸送需要に見合った適切な船舶その他の輸送施設を確保しているものです。

6、運航日程及び運航時刻（※本項目は旅客定期航路事業の場合に記載してください。）

本航路の運航日程及び運航時刻については、別添「運航時刻表」のとおりです。

第2. 海上運送法第4条第2号の基準に適合する旨の説明

当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。

1、安全管理の組織

(1) 安全統括管理者の経歴

氏 名 〇 〇 〇 〇

生年月日 昭和 年 月 日生

経 歴

平成〇〇年〇〇月

〇〇会社入社

平成〇〇年〇〇月

〇〇会社（安全に関する業務経験）

平成〇〇年〇〇月

〇〇会社安全統括管理者に選任

現在に至る

このように安全統括管理者は、一般旅客定期航路事業の安全に関する業務に関し、平成〇〇年〇〇月以来の経験を有し、現在管理的地位にあるものであります。

(2) 運航管理者の経歴

氏 名 〇 〇 〇 〇

生年月日 昭和 年 月 日生

経 歴

平成〇〇年〇〇月

〇〇会社入社

平成〇〇年〇〇月

〇〇会社運航管理補助者に任命

平成〇〇年〇〇月

〇〇会社運航管理者に選任

現在に至る

免 許

○級海技士（航海）

○○年○○月免許

このように運航管理者は船舶の運航管理に関し、平成○○年○○月以来の経験を有するものであります。

（3）安全管理組織

安全管理組織については、安全マネジメント並びに船舶の運航管理を適的確に遂行することができる体制を確立しています。

【添付書類】安全管理組織図

（4）運航管理員の配置

船舶の運航に関し、本社に運航管理者を補佐する者及び運航管理者不在の際の運航管理者代行を務める副運航管理者1名を、○○港及び○○港に運航管理者の職務を分掌するものとして副運航管理者各1名を、また、本社、○○港及び○○港に副運航管理者を補佐する者として運航管理補助者若干名を配置しており、船舶の運航管理を適的確に遂行するための責任体制は明確です。

（5）安全統括管理者及び運航管理員の勤務割

安全統括管理者は、常時連絡ができる体制をとっています。その者が職務を執ることができないときは経営トップがその職務を執ります。

運航管理員の勤務割については、運航管理者は船舶が就航している間は原則として本社に勤務、また、各港の副運航管理者は自己が勤務する管理区域に船舶が就航している間は原則として自己が勤務する営業所に勤務し、その者が不在もしくは連絡が不能となったときは連絡が取れるまでの間自動的に上位の職務を代行する者が職務を代行します。

2、各種作業体制

（1）各種作業の実施体制

使用船舶の運航体制、荷役体制は運航管理者（副運航管理者）の統率のもと各種作業が有機的に組み合わされ一貫作業体制を確立しています。

作業には船舶の離着岸作業、車輛、旅客の積卸作業、誘導、整理作業、航海中の車輛の転落防止のための固縛作業がありますが、これらの諸作業の安全を図るため陸上作業指揮者と船内作業指揮者が緊密な連絡を取りながら各種作業を実施しています。

（2）各種作業の安全確保対策

旅客の誘導等については船内では船内作業員を、陸上では陸上作業員を適切に配置して作業の安全確保を図ります。

（3）各種作業における作業員の配置計画

船内作業員及び陸上作業員の作業分担は別添「作業員配置図」及び安全管理規程作業基準のとおり、適切な員数を適切な箇所に配置することで、効率的な作業の実施を図ります。

【添付書類】 作業員配置図

(4) 委託／用船契約の有無

(委託／用船契約がない場合)

各種業務において委託／用船契約はありません。

(委託契約がある場合)

別添委託契約書のとおり、各委託事業者と委託範囲、委託先、責任の明確化の方法に関して委託契約を締結しており、その契約内容については、弊社の運航管理者の指揮を受けることになっています。

【添付書類】 委託契約書

(用船契約がある場合)

別添用船契約書のとおり、船舶所有者と用船費用及び用船形態に関して用船契約を締結しており、その契約内容については、運航管理及び船舶の堪航性の確保等について、弊社と船舶所有者の責任の範囲は明確になっています。

【添付書類】 用船契約書

3、運航中止条件

発航の中止、基準航行の中止、基準経路航行の中止等については、本航路と船舶の堪航性や就航海域の特性を十分に勘案した適切な基準を設定しています。

なお、設定の数値を決定するにあたっては、本航路と航路の態様が類似している〇〇～〇〇航路の運航中止条件を参考としています。

(設定がある場合は避難港にかかる情報も記載して下さい。)

【添付書類】 運航中止条件

4、安全人材確保計画 (小型船舶旅客不定期航路事業の許可申請、許可更新制時のみ)

輸送の安全を確保するため、安全統括管理者、運航管理者及び従業者の確保、教育訓練等々の計画及び取組については安全人材確保計画に記載しているとおりであり、本航路の運営を適切に遂行できるものとなっています。

【添付書類】 安全人材確保計画

第3. 海上運送法第4条第3号に規定する基準に適合する旨の説明

前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること

本航路の使用旅客船は、適切な船体保険および船客傷害保険（旅客一人あたりの補償額3,000万円以上）に加入しております。

【添付書類】海上保険証券（船体保険）、船客傷害賠償責任保険契約引受書（船客傷害保険）

第4. 海上運送法第4条第4号に規定する基準に適合する旨の説明

当該事業を自ら適的確に遂行するに足る能力を有するものであること

1. 会社概要

弊社は、〇〇市を拠点とする、資本金〇〇億円の法人組織です。また、海事関係法令にも精通しており、それら関係法令の遵守については不断の努力を行うこととします。

なお、使用旅客船の取得につきましては、すべて、既存の自己所有船であり、建造費等を含め航路開設に伴う一切の費用は発生致しません。

（費用が発生する場合は費用総額、内訳及び資金の調達方法を記載してください。）

（指定区間を含む航路の場合）

本航路における航路損益見込は、各項目の数値については算出基礎となる数字をもとに、添付資料のとおり策定しており、弊社において精査を行ったもので、明瞭かつ適的確なものです。

【添付書類】航路損益見込計算書及び各項目別算出基礎的数字の適否を判断できる書類

2. 経営形態、組織

弊社は、〇〇会社組織の法人であり、別添会社組織図のとおり、本航路の経営に関する責任の範囲は明確であります。

【添付書類】会社組織図

第5. 海上運送法第4条第5号に規定する基準に適合する旨の説明

当該事業の開始によって船舶交通の安全に支障を生ずる恐れのないものであること

1. 港 内

各港は、本航路の使用船舶が港内において航行、離着岸を行う際に必要な水域、水深等を十分に確保しており、港内における船舶交通の安全は十分確保されています。

また、港内のみならず、航路筋全域（特に狭水道等）において、経路、速力等が速力制限、管制

その他の規制並びに安全指導の状況、経路付近の障害物の状況及び一般船舶の航行状況に適応しており、かつ、他の船舶（漁船を含む。）の航行、係留等に支障を生じることはありません。

2、基準経路

事業の遂行にあたっては安全管理規程を遵守し、安全運航の確保に努めます。

また、本航路の使用船舶は、フィンスタビライザー、バウスラスター等の航行援助装置を備えており、加えて使用船舶、就航海域の特性を熟知するとともに、操船に十分な経験を有する乗組員を配置するものであり、航行中において船舶交通の安全に支障を生ずることはありません。

運航基準経路の設定にあたっては、経路上の速力制限、管制その他の規制及び安全指導の状況、経路付近の障害物の状況、他の旅客船や一般船舶の航行状況、漁船の操業状況等を事前に把握し、経路、速力等が他の船舶の航行、係留等に影響を及ぼさないよう配慮しています。

なお、港則法適用港及び海上交通安全法の適用海域を航行する場合は、法定上の航法を遵守します。

【添付書類】 基準経路

3、岸壁等の使用計画

(1) 各港における岸壁（浮棧橋）の使用時刻

(旅客定期航路事業の場合)

各港における岸壁（浮棧橋）の使用時刻は、以下のとおりです。

往 路	○ ○ 港	○ ○ 港	復 路	○ ○ 港	○ ○ 港
入 港	〇〇：〇〇	〇〇：〇〇	入 港	〇〇：〇〇	〇〇：〇〇
出 港	〇〇：〇〇	〇〇：〇〇	出 港	〇〇：〇〇	〇〇：〇〇

(旅客不定期航路事業の場合)

本航路は旅客不定期航路事業なので、使用時刻の設定はありません。

(2) 岸壁（浮棧橋）の使用時間及び出入港経路における他船との競合

(旅客定期航路事業の場合)

本航路の使用船舶は〇〇岸壁（浮棧橋）を使用します。

各港における発着ダイヤの設定にあたっては、以下のとおり他社の使用船舶と競合することのないよう事前に調整を行っています。従って、本航路の使用船舶が使用する各港の岸壁（浮棧橋）及び出入港を行う経路において、他社の使用船舶と競合することはありません。

(イ) 〇〇港

事業者名	航路名	便 数	着	発	使用岸壁等
〇〇株式会社 (〇〇丸)	〇〇～〇〇	週／1便	〇〇：〇〇	〇〇：〇〇	〇〇岸壁
			〇〇：〇〇	〇〇：〇〇	〇〇岸壁
〇〇株式会社	〇〇～〇〇	日／1便	〇〇：〇〇	〇〇：〇〇	〇〇棧橋

(〇〇丸)			〇〇 : 〇〇	〇〇 : 〇〇	〇〇 棧橋
-------	--	--	---------	---------	-------

(ロ) 〇〇港

事業者名	航路名	便数	着	発	使用岸壁等
〇〇株式会社 (〇〇丸)	〇〇~〇〇	週 / 1 便	〇〇 : 〇〇	〇〇 : 〇〇	〇〇 岸壁
			〇〇 : 〇〇	〇〇 : 〇〇	〇〇 岸壁
〇〇株式会社 (〇〇丸)	〇〇~〇〇	日 / 1 便	〇〇 : 〇〇	〇〇 : 〇〇	〇〇 棧橋
			〇〇 : 〇〇	〇〇 : 〇〇	〇〇 棧橋

(旅客不定期航路事業の場合)

本航路の使用船舶は〇〇岸壁（浮棧橋）を使用します。使用する際は、他社の使用船舶と競合することのないよう事前に調整を行っています。従って、本航路の使用船舶が使用する各港の岸壁（浮棧橋）及び出入港を行う経路において、他社の使用船舶と競合することはありません。

第6. 海上運送法第4条第6号に規定する基準に適合する旨の説明

指定区間を含む航路に係るものにあつては、当該指定区間に係る船舶運航計画が、当該指定区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであること。

本航路は、指定区間「〇〇〇〇」（整理番号：〇〇〇）を含む航路であり、申請内容は、当該指定区間に設定されているサービス基準を充足しているものです。

なお、本航路は、離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するための航路であることに鑑み、今後とも利用者利便の向上、良質なサービスの向上に努めます。